

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

| | | | |
|-------|--|-----------------|----------|
| 会 議 名 | 令和4年度 第5回 足立区男女共同参画推進委員会 | | |
| 事 務 局 | 地域のちから推進部多様性社会推進課 | | |
| 開催年月日 | 令和4年12月22日（木） | | |
| 開催時間 | 午後2時00分 ～ 午後3時57分 | | |
| 開催場所 | L・ソフィア 3階第1学習室 | | |
| 出席者 | 【委員】 | | |
| | 石坂 督規 委員長 | 片野 和恵 副委員長 | 徳永 裕文 委員 |
| | 小島 まゆみ委員 | 内藤 忍 委員 | 平井 有希子委員 |
| | 橋本 優 委員 | 小川 節子 委員 | 田中 孝子 委員 |
| | 佐藤 英二 委員 | 田口 麻美 委員 | 新井ひでお 委員 |
| | 水野あゆみ 委員 | | |
| | 【事務局】 | | |
| | 依田 地域のちから推進部長 | 松本 令子 多様性社会推進課長 | |
| | 三堀 事業調整担当係長 | 秋谷 男女共同参画推進係主任 | |
| | 星屋 男女共同参画推進係主任 | | |
| | 【傍聴者】4名 | | |
| 会議次第 | <p>1 前回（11／21開催）委員会のふりかえり</p> <p>2 第8次行動計画の骨子案について</p> <p>3 第8次行動計画の成果指標案について</p> <p>4 「年次報告書」作成に向けた委員会意見について</p> <p>5 事務連絡</p> <p style="text-align: center;">（1）次回 1月26日（木曜日）午後2時～4時 第2学習室</p> | | |

| (2) その他 | |
|---------|---|
| 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和4年度第4回男女共同参画推進委員会（11／21）の要点 ・資料2：第8次行動計画骨子（案） ・資料3：第8次行動計画体系図（案） ・資料4：年次報告書（案） ・その他1：ひとり親家庭支援事業の実績報告 ・その他2：令和4年度推進委員会日程表 ・その他3：令和4年度第4回男女共同参画推進委員会（11／21）会議録 ・その他4：男女参画プラザ講座チラシ |
| そ の 他 | |

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

1 前回（11/21開催）委員会のふりかえり

（松本課長）

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、令和4年度第5回足立区男女共同参画推進委員会を開催いたします。

司会は、本日も多様性社会推進課長の松本が担当いたします。よろしくお願いたします。ここからは着座にてお話しさせていただきます。

本委員会は、足立区男女共同参画推進委員会規則の第4条に基づき、委員の半数以上のご出席がなければ会議を開くことができません。本日、委員総数16名に対しまして、13名のご出席の連絡が来ております。まだ皆様お揃いではありませんが、本日の会議は有効に成立しております。

なお、同規則第5条によりまして、当委員会は公開となっております。本日の傍聴人は4人です。会議録作成のために、会議の内容も録音させていただいております。皆様のご発言につきましては、内容をご確認いただいた上でホームページなどで公開いたします。

なお、前回の議事録は本日、席上にお配りしておりますので、後ほどご確認ください。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、次第の1番です。第4回男女共同参画推進委員会は、11月21日、月曜日に行いました。前回の要旨につきましては、資料1をご確認ください。

前回は、年次報告書作成に向けたご意見をいただきました。提言については学校の制服について、前年度の提言に加え、ジェンダーレスな体操着や水着の採用に関して

提言したいといったご意見をいただきました。

なお、事務局として、令和3年度に区の方角性を記載しましたが、その進捗として令和4年現在の内容についても年次報告書に今回記載する予定で準備をしております。前回の振り返りの2番です。

第8次行動計画の骨子案について。

1つ目の柱について。当初は「あらゆる人の人権と多様性の尊重」としておりましたが「多様性の尊重」としていた部分を「性の多様性の尊重」に変更しております。

前回のご質問にあった「LGBTに関する教員向けの研修はどういったタイミングで実施しているか」につきましては、教育指導課に確認を行いました。教員向けの研修ですと、1年目の新任研修と、中堅の方・11年目に職層研修として実施しております。このほかに人権教育研修会というものがございまして、各校、先生1名以上が受講をしており、毎年度実施しているということでした。

次に、2つ目の柱について。「様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進」に関して「管理職に登用するための育成のプロセスを活動指標として盛り込むのはいかがか」というご意見がありました。ほかに、「ワーク・ライフ・バランスの取組の認知度について、一般の方には少し分かりにくいのではないか」というご意見がありました。

3つ目の柱です。「ひとり親（豆の木）相談室での相談内容が分かれば、必要な支援が何か知ることができるのではないか」というご意見をいただきました。関連資料として「令和3年度のひとり親家庭支援事業の実績報告について」という資料を添付いたしましたので、内容をご確認いただ

ればと思います。

4つ目の柱で「男女共同参画の推進体制の整備・強化」についてです。意識改革として「無意識の偏見や、偏見の払拭のためのツールが必要である」、「理解促進の広報・啓発について、施策の中身ではなくて、実効性を担保したものになるように、連携体制の整備・強化をやっていただきたい」といったご意見がありました。

簡単ではありますが、以上の内容が前回の審議内容となります。

本日の会議の目的は、成果指標も含め「計画の骨子案」「計画の体系」等の資料を基に、第8次行動計画の各施策に関する議論を皆様に行っていただくことです。この内容を答申案として次回の1月の委員会でまとめ、答申案を作成し、区に提示していくという流れになります。

では、次からは石阪委員長に進行をお願いいたします。

(石阪委員長)

それでは、ご紹介いただきました。改めまして石阪です。よろしくお願いいたします。

今、前回の振り返りがありましたけれども、ここまでで何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 第8次行動計画の骨子案について

(石阪委員長)

本日の皆さんからご意見、あるいはご議論を賜りたい、第8次行動計画、こちらについて皆さんから意見を伺ってまいりたいと思います。

資料でいいですと資料2になりますけれども、こちら7次と8次を比較して並べてあります。こちらは事務局からまず説明い

ただいて、その後、皆さんからまずご質問、その後、ご意見という形で進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(松本課長)

では、柱立ての案について、資料2の1ページ目をご覧ください。第7次の柱は4つでございます。第8次については5つの柱を考えております。変更となるのが一番最後、5番目の「推進体制の整備・強化」です。それ以外は順番が入れ替わったりとしております。

まず、第7次の計画はワーク・ライフ・バランス中心に1つ目の柱がありました。

「様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進」。これは、女性活躍推進法の計画で義務づけられているものを兼ねる形になります。

第7次の2つ目の柱にありました「多様な生き方を尊重し」については、第8次では1つ目の柱「あらゆる人の人権と性の多様性の尊重」に持ってきております。

第7次の3つ目の柱「DV等の暴力の根絶と支援体制の充実」です。こちらは第8次についても3番目に持ってきております。この部分も法に基づき配偶者暴力対策基本計画を兼ねております。

4つ目の柱は「生活に困難さを抱える家庭の子どもと保護者への支援」です。これは平成27年に子どもの貧困対策の計画が足立区でできたことと併せまして、本計画に盛り込まれた部分です。第8次の柱の4つ目にも盛り込んでおりますが、これは令和4年制定、令和6年施行となる「困難を抱える女性への支援法」に基づき、市区町村の計画策定が努力義務になることをふまえたものです。本計画の4つ目の柱が該当するのではないかということで、盛り込んでおります。

柱についての説明は以上となります。

(石阪委員長)

これは、1、2、3、4、ここまでは順番は変わっていますが、内容についてはかなり踏襲しているものが多いということですね。

そして、5番目、これは新規と書いてありますが、推進体制の整備・強化、これが新たに加わった。これは比較すると非常に分かりやすいんですが、新計画、新しいほうの計画については順番が人権と性の多様性の尊重、これが一番最初に来た。これはこれまでの議論に沿う形で順番を入れ替えたということになります。

ここまで何かご質問ありますでしょうか。

それでは、その先にいきたいと思います。

(松本課長)

2ページ目からは第7次行動計画の目標のIからIVまでの振り返りをしております。

まず、目標Iについては「ワーク・ライフ・バランスの推進」ということで、この計画の5年間を振り返り、推進企業数の推移を表にしております。もっと気軽に組みめるように制度を見直し、令和元年度から事業数が増えてきているという状況です。

目標II、こちらは「多様な生き方の尊重、相互理解が進む社会の醸成」ということで、多様性を尊重する社会に向けた素地の醸成ができていないか、令和3年度の男女共同参画に関する区民の意識調査の結果を表しました。「LGBTという言葉の認知度」については、言葉を知っている方が70%、内容までは分からないけれども聞いたことはあるという方の15%を含めまして、85%以上の方が「知っている」という結果で、この5年間に啓発を推進していくための素地が一定程度醸成されてきたことがうかがえる状況です。

目標III「DVの根絶」については、女性相談等を中心にやってきました。

相談窓口につなげる工夫としては、令和3年6月から予約方法を変更いたしました。元々は相談員が相談室で予約を受け付ける体制で、相談中に利用者の電話を受けるとというのが難しいという状況があり、区民の方からも予約が取りにくいというお声もありましたので、事務室で予約を受け付ける形に変更をしております。

相談窓口につなげる2つ目の工夫ですが、20代から30代の女性向けの相談窓口の一覧を作成いたしました。これは女性相談の利用が少ない20代、30代の方向けに関心を持っていただくということで、令和3年度に区以外にも、都のSNSの相談窓口なども含めた相談窓口の一覧表というチラシを作成し、HPやSNSなどでも周知を行っております。

相談件数につきましては、図3をご覧ください。コロナで女性相談は増えているのでは？というご質問をよくいただきましたが、令和2年度まで5年ほど横ばい傾向でした。それが令和3年度に1.2倍に増加しております。新型コロナウイルスの影響も考えられますが、令和3年度から相談方法を変更したということもありますので、分析については今後の相談件数の推移・動向を見ていきたいと考えております。

男性DV相談も始めておりまして、平成29年7月から開始しております。件数は女性相談に比べますとかなり少なく見えますが、加害男性も相談されている現状もありますので、DV予防としても事業の継続が必要だと考えております。

(2) 配偶者暴力相談支援センターの設置については、令和4年度中にDV被害者の相談機関として設置予定です。

今までは、証明書をもらうために警察や東京都の施設等に行かなければいけませんでした。例えば、戸籍に関するものなど、DVに関する証明書の取得のために区外等へ行っていただいていたのが、区の中で完結できるようになるので、物理的な面や、心的負担の軽減にもつながると考えております。

次に4ページは目標Ⅳ「生活に困難さを抱える家庭の子どもと保護者への支援」です。特にひとり親家庭の支援ということでやってまいりました。

(1) 子どもの貧困対策の視点を盛り込んだ男女共同参画の計画というのは策定当時は珍しかった。今は国の計画の中にも盛り込まれている視点ですが、第7次の計画の柱の1つとしたのは特徴的であると思います。

もう1つ、「困難を抱える女性への支援に関する法律」の制定に関して、この柱の内容と重なる部分もあることや、新型コロナウイルスの影響で、今後さらに厳しい状況にある方が増えていくことが考えられるため、強化が必要と考えている視点です。

次に(3)ひとり親世帯の経験・体験の機会創出についてです。令和3年度までは食の支援として掲げておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、食の支援に関する講座の実施が難しい状況でした。そんな中でも何とかひとり親世帯の子ども達の経験・体験の機会創出につながるようなものができないかということで、料理にこだわらず、ハロウィンやクリスマスなどのイベントに合わせた工作や、親子で楽しめるような体験の講座を実施いたしました。

目標のⅠからⅣまで、第7次の行動計画全般について振り返りました。加えてオン

ラインを活用して周知・啓発活動をしてきたということを記載しております。新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は講座や事業が中止になりましたが、令和3年度からはオンラインを活用することで、感染拡大の時期にも、オンラインだけ実施できる等、柔軟な対応ができるようになりました。これによって男女共同参画に関する周知・啓発を止めずに続けていく工夫ができたのではないかと感じております。

第7次計画の振り返りについては以上となります。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

第7次については、また後ほど皆さんからご意見をいただきたいと思うんですが、第7次、いろんな取組をされてきたということですが、ここでは結構数字も出ていますけれども、相談件数については、むしろコロナに入って少し微減横ばいという感じでしょうか。それが令和3年度になって、これは相談の方法が変わったから増えたということでしょうか。

(松本課長)

そこは、相談の方法が変わったためなのか、または新型コロナの影響で増えたのかという判断がこの1年だけでは難しいところです。

(石阪委員長)

なかなか難しい。

(松本課長)

はい。今後の動向を見たいと思います。

(石阪委員長)

そうですね、一応令和3年は激増しているという、そういうことになっています。

コロナ自体は令和2年の頭からですので、3年度に大きな変化があったという、こういうことになります。

それから、もう一つは男性のDVの電話相談、これも数は少ないですが、先ほどの話ですと加害男性からの相談もあったということなので、これは女性の相談とはまたちょっと違うパターンがあるのかなということです。

それから、ほかはいかがでしょうか。何かもし皆さんからご質問、ご意見があれば、第7次を振り返ってということです。

特に足立区の場合、ひとり親世帯、これはほかの自治体ではあまり取組としてはそこまで強くないことを重点的に取り組んできたということもありますので、この生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援、ここについてはかなり充実した支援をしていると私は思っています。

よろしいでしょうか。7次の行動計画についてはこのような取組をしてきましたということです。では、8次の課題のほうに少し入っていきたいと思います。それでは、その先お願いします。

(松本課長)

では、続きまして4ページ、第8次行動計画に向けた課題でございます。

昨年、令和3年度に区で実施しました「男女共同参画に関する意識調査」の結果から、様々な課題が見えております。これらの課題に対して、新たな指標の設定に活用したり、計画に反映をするというような形で具体的な方法については今後いろいろ探りながら、課題解消に努めたいと考えております。

柱立てのIからVまで、新しい第8次計画の紹介をいたします。

まず、柱立てのI、あらゆる人の人権と性の多様性の尊重です。こちらについては、(1)学校を含む幼少期からの啓発ということで、意識調査の結果からは、性的マイ

ノリティーなどを理由に、いじめを受けたり見聞きした経験の有無は、1割程度の方がいると回答をしている状況です。こちらは5ページ目の一番上の図5になります。次に図6ですが、68.3%の方がいじめを受けたり見聞きした現場が学校だったと回答をしております。

そのため、人権課題の一つとして、幼少期から学校現場などでの周知・啓発が必要であると考え、第8次の計画への課題として盛り込んでおります。

次に、柱立てII、様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進です。

ワーク・ライフ・バランスの取組を始めてから10年が経過しました。今はコロナの影響で、テレワークなど働き方が多様化しているほか、社会の考え方や法改正などもありました。このような内容の反映も含めて、制度を見直す必要があるのではないかというふうに考えております。

また、ワーク・ライフ・バランスについては前回もお話ししたとおり、区で10年やっている割に「制度が十分周知されている」と考えている区民は1.9%となっております。

(石阪委員長)

実は認知度が低いんですね。

(松本課長)

はい、そうです。

(石阪委員長)

足立区、これかなり力を入れていたんですけれども。

(松本課長)

この事業をやっていること自体を知っている区民の方が少ないことがわかりました。これも含めて、ワーク・ライフ・バランスが企業だけのものではなくて、制度自体、こういった形で見直していく必要があるのかというのを、次の計画にも持ち越して、

検討したいというふうに考えており、課題として盛り込んだ次第です。

次に6ページ(2)です。

区民の意識改革ということで、図8、図9と意識調査の結果を載せております。

男女の地位の平等感について様々な場面で質問したうち「家庭生活」での平等感を聞いたのが図8です。「平等だ」と回答したのは男性が43.5%、女性は26.9%という結果です。

「日常の家事・育児、役割分担の満足度」については図9ですが、男女の意識差が見られます。その一因として、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込みなど、いわゆるアンコンシャスバイアスがあるのではないかと。今、内閣府でもアンコンシャスバイアスに関する意識調査を令和3年、令和4年に実施して周知しております。解消のためには区民の方の意識改革につながるような周知・啓発が必要ではないかということで、課題として盛り込んでおります。

続きまして、6ページ下の部分、柱立てⅢ「DV・虐待の予防、支援」です。

7ページの図10のグラフは、DV・ハラスメント行為を受けた際の相談先を聞いたものです。「相談できなかった」という方が12.7%、「相談しようと思わなかった」という方が37.1%いらっしゃいました。合計49.8%の方が相談につながっておりません。

(2) 相談しない理由について、図11「どこに相談していいか分からなかった」という方は13%ぐらいなので、こちらの被害者に対しては相談窓口の周知の強化が必要というふうに考えます。

課題となるのが「相談しても無駄だと思った」「我慢すれば何とかかなと思った」あわせて75.3%の方、被害者をどのように

相談につなげていくかというのが今後も大きな課題になってくると考えておりますので、課題として盛り込んでおります。

続きまして、7ページ目、柱立てⅣ「生活上の困難を抱える女性等への支援」です。

(1) 様々な分野の支援ということですが、経済社会における性別による格差が背景となって、女性は特に貧困や生活上の困難に陥りやすいという状況があります。新型コロナウイルスの感染拡大により、さらに困難な状況に置かれているというのが、内閣府の令和3年の男女共同参画白書でも明らかになっておりますので、様々な分野・視点で支援が必要ではないかと考え盛り込んでおります。

(2) はひとり親世帯以外の支援とさせていただきます。今までひとり親世帯中心の支援をしてきておりますが、女性の貧困はひとり親だけではなくて、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢女性など、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があるとしました。

ひとり親世帯の貧困については、データとしても出ておりますが、国の調査結果で高齢の女性、単身女性についての貧困の割合が高いことがデータとして見えてきておりますので、ひとり親については色々な施策が増えておりますけれども、それ以外の女性にも目を向けていく必要があるのではないかとということで、盛り込んでおります。

(石阪委員長)

これはやはり年金の問題とか、そういうことでしょうか。単身になった場合に受け取ることのできる金額がかなり減るんですよね。

(松本課長)

そういうこともあると思います。

(石阪委員長)

高齢というのは、恐らくそういうことかな……

(松本課長)

それ以外にも、性別による社会的な経済格差があります。

(石阪委員長)

もともと基盤が、仕事も含めてなかった。

(松本課長)

はい。ずっと单身の方についても厳しい状況があるというデータが出ております。

(石阪委員長)

分かりました。

(松本課長)

7ページ目の、最後、柱立てのV「男女共同参画に関する推進体制の整備・強化」についてです。男女共同参画の推進には区民だけではなくて、職員も意識改革をしていく必要があるということと、あとは庁内の連携体制の強化だけでなく、庁外やNPO等の各機関との連携が必要・重要ということでございます。

(2)については、計画の施策の進捗管理、進行状況については客観的に確認していくため、手順や方法を構築していきたいという考えで柱として盛り込んでおります。

柱については以上となります。

(石阪委員長)

体系図については、また後ほど皆さんにご意見いただくんですが、ここまで、第8次行動計画の課題についてですが、7次でかなり努力されて頑張ってきたというところもあるんですが、やはり課題もございません。8次は課題の解消に向けてどのようなことを盛り込んでいくかということになっていくわけですが、まず柱立てのIです。あらゆる人の人権と性の多様性の尊重というところですが、こちらは一ついじめというところ、性的マイノリティー等を理由に

いじめを受けた人、これが大体1割、10%程度いる。さらにその場所を見てみると、場面を見てみると、学校でいじめを受けるというケースが非常に多い。つまり学校での啓発であったりとか、あるいは働きかけ、これがやはり必要になってくるということです。

この点について何か皆さん、ご意見ありますでしょうか。どうでしょう。

8次については、この性的マイノリティー等を理由に差別やいじめのない、こういった社会を実現するということをと一つ課題として挙げてはいますが、学校現場はなかなか難しいんですね。

例えば、まず一つ必要なのは、やはり先生とかに対する理解。これは既に足立区、東京都はされているんですけど。先生に対する研修であったりとか、足立区でもやっている。

(松本課長)

足立区でも初任者の研修と11年目の職層研修で実施しております。

(石阪委員長)

そうですね、はい。これをやはり徹底することと、保護者であったりとか、そういうところに対する働きかけですね。例えば、よくあるPTAの講演とか研修の中でもこういったものを取り上げて、学校全体で理解を図っていく、高めていくということが必要になると思うんですが、あとは子どもたちへの教育というところも大事ですかね。どのような形でこれを教えていくのか。子どもたち向けの教材ってまだないんですけど。

(松本課長)

人権教育という中の一つになるかと思えます。

(石阪委員長)

一つそれも試みとしてはあり得るかもしれないですね。そういった子どもたち向けのテキストなり副教材みたいなものを作成して。

(松本課長)

教科書等については国になりますので、なかなか区でコントロールするのは難しい状況です。

(石阪委員長)

教科書は多分難しいと思うんですけども、副教材、何かリーフレットみたいなものかな。

(松本課長)

そうですね。昨年作成した「LGBTを知る本」は基本的なものでわかりやすく作っておりますので、出前講座に行ったときにお配りしたりしておりますし、活用していただきたいと思っております。

(石阪委員長)

そうですね。

ほか、どうでしょう。特に学校教育の現場でこんなことをされたらいい、こういうことをすれば理解……

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

2つあるんですけども、一つがマイノリティーといった場合に必ずしも性的なことが原因でなかった場合、いろんな意味で1億2,000万、国民全員が何らかしらの意味でマイノリティーを持っているんじゃないかなと思っていて、性的マイノリティーという、性的という部分だけじゃないよということは学んでいく必要があると思います。

あと、子どもがよく見るアニメとか漫画でそうなんですけど、正義とか悪魔ってよく出てくるじゃないですか。ウルトラマンとか、仮面ライダーとか。悪を倒すために正義があるんだ。悪というのはみんなから

外れた存在で、どっちかというといじめの対象になっちゃうんです。だから、「正義と悪魔」というアニメとか、いろんな意味で映画とかもそうなんですけど、あれを助長するようなことのないような学校の現場であってほしいなと思います。

以上です。

(石阪委員長)

いわゆる多様性を尊重するということですね。

ほかどうですか、学校での。片野さん、どうですか、この点については。学校教育の中での多様性の推進って。

(片野副委員長)

先日、勤務先の学校に「リエゾン」という漫画が配られていました。それはヤングケアラーの啓発のために描かれた漫画で、区内の全小中学校に配布されたということでした。そのような形で、まず子どもの身近なところから、本を推薦して学校で読む機会を設けるのも一つの手ではないかなというふうに今思っております。

(石阪委員長)

ちなみに、今、話に出たヤングケアラーというのは、今回の8次の行動計画の中には文言として出てくるのか、これはいかがですか。

(松本課長)

皆様からご意見をいただいたうえで検討したいです。子どもの部分で関係はするかなと思います。

(石阪委員長)

そうですね。恐らく性の多様性というよりは、柱の4番目ですね。ヤングケアラーはなかなか課題としては大きな課題だと思いますので。足立区ではこれを対応するところというのは具体的にはどこになるんですか、部署として。

(松本課長)

子ども家庭部、他は福祉部かと思います。

(石阪委員長)

そうか、必ずしもここではないのかな、
そうすると。

(片野副委員長)

ヤングケアラーもそうだと思うんですが、
まず当事者が無自覚であるということが問題
になっていて、それを気づかせる目的の本も
いくつかあります。LGBTについても、まず
気づかせていくような本があればよいの
かなというふうに思っています。ただ、L・
フェスタで講演していただいた産婦人科の
遠見才希子先生が、実は子どもの性教育の
3部作の絵本を書こうと思っているという
お話をしていらして、1冊目がプライベート
パーツの話で2冊目がLGBTQに関する本を
書く予定だったけれど、反対意見が多く、
躊躇していると聞きました。ですので、大
人向けの映画は増えているようですが、子
ども向けの啓発本のようなものは今まで
私も見たことがありません。実際あるん
でしょうか。

(石阪委員長)

分からないな。どうですか。

(三堀係長)

自治体などが子ども向けといっても、小
学校低学年といったところまで対象を下げ
たものを作成するというのはなかなか難し
いとは思いますが。中学生向けぐらいから
読めるリーフレットは見たことがあります。
また、大分では、漫画を県として出して
いて、それが映画にもなって法務省がホ
ムページで映像を公開しているというよ
うな状況もあります。

一般に販売されているようなものとな
ると、あまり存じ上げない状況です。

(片野副委員長)

やはり、低年齢からというとなかなか
難しいものがあって、まず親御さんから
ということでしょうか。

(石阪委員長)

そうですね。実際、この会議の場でも
当事者にお越しいただいてお話しした
ときに、かなり小さな低年齢からして
いかないと、なかなかその辺の啓発は
難しいというお話もいただきましたので、
恐らく発達段階に応じた様々な、例
えば教材であったり、映像であったり、
そういったものを開発して、それを各
学校の中で段階的に何だろうな、図
っていくとか進めていくような、そ
ういう支援は必要なんだと思います
よね。

だから今、どちらかというと中学生
というお話出ましたけれども、低学年
向けの何か。これ、LGBT問題だけ
ではなくて、これが結果的にいじめに
つながっていることを考えると、や
っぱり多様性を尊重するとか、そ
ういったところ、これを分かりやす
く説明するような、そういう教材
であったりリーフレット、こういった
ものの配付というのも一つアイデア
としては必要なかもしれません。

ほかいいですか、この点。

どうぞ。

(内藤委員)

中身はここ、(1)のところは賛成
なんですけれども、表現の問題なん
ですが、今、属性について多様性
といったとき、いろいろあるよ
ねというお話が佐藤さんからもあ
ったところなんですけれども、ち
ょっとその観点とは別で、ここ
の会議で扱う属性というと、性
別、それから性的指向、性自認
といったようなところになるの
かなというふうに思うので、こ
こは性的マイノリティー、つま
り性的指向と性自認に、等って
書いて

ありますので、性別を含むということだと思えるんですけども、性別を理由にするいじめや嫌がらせというのものないわけではないと思うので、そういったところを併記したほうがいいかなというのと。

もう1点は、やはり今、啓発が進んでないので、性的マイノリティーの子どもに対するいじめなどがあると思います。ですが、こういうふうに書くと、何か起きたときにこの子が性的マイノリティーかどうかと、そういったような観点がまず入ってきてしまって、何というか、そもそも誰に対してもいじめを行ってはいけないのに、まず性的マイノリティーかどうか、そしてその性的マイノリティーに対するいじめがあったのかという、2段階で審査するようなことが行われてしまうと、特定をしないといけないとか、本末転倒で、国の法律をつくるときもやはり、こういうのは、条例もそうですけど、こういう表記がいけないということはかなり言われてきたんですね。

ですから、性的指向、性自認を理由に、性別も加わると思いますが、等を理由にいじめを受けたりというふうにして、特定を避けるということと、それから性的マイノリティーといった場合に、本当にマイノリティーだけになってしまう。つまり、特定という問題とは別に、例えば別にマイノリティーじゃないけど、オカマだホモだと言われるということはあるんですね。それでむしろそういうことが多くて、マイノリティーかどうかはともかく、そういったマイノリティーに関する言葉でいじめられるということがあって、それがよくないので、やはり属性を理由に、属性というのは性的指向、性自認といった場合にはマイノリティーだけを指しませんので、それに関するワードや行いでもって人をいじめるという

ことになりますので、属性で書くのが普通です。

これは今別に文言をそのまま書いているわけではないと思うので、イメージとして今後属性を理由に何か行うことはいけないということでやっていったほうがいいかなというふうに思っています。伝わっていますでしょうか。

(石阪委員長)

恐らく本人がそうであるかないかというのを特定する前に、例えばそういうワードを発するということですね。それ自体が、例えばもしいじめだとすると、そういうことも含めてという意味ですね。特定するとなると、また特定した後に、今度はそれについての例えばいじめというふうになってしまうので、2段階になってしまうので、取りあえずそういうのも含めてとなると、逆に言うともうちょっと多いんじゃないかということ、数としては。

(内藤委員)

そうですね。

(石阪委員長)

そういう言葉を発するというだけでも…

(内藤委員)

マイノリティーかどうかはともかく、そういうことを言われるということは結構あると思いますので、これは女の子が何というか……

(石阪委員長)

例えば、女の子に対して男の子っぽいとか、そういうのも含めれば……

(内藤委員)

そうですね、もっとひどいような言い方で……

(石阪委員長)

ひどいような言い方ね。

(内藤委員)

はい、逆が多いと思うんですけども、なよなよしてとか、女みたいだみたいな、そういうようなことも含めて、大きく言うとか性的指向、性自認に関する言動というふうにも捉えられますので、大きくそういったことを網かけられるような書き方のほうが現場で混乱しないかなというふうに思いました。

(石阪委員長)

これ、だからあくまで1割しかないという見方というのは、あくまで性的マイノリティーを対象にいじめがあったかないかで見ると1割だけれども、そういった男女の、例えば性自認であったりとか、性指向に関わる、例えば表現とか、あるいはいじめ、これまで含めるとなると、恐らく学校現場はもっと多いんじゃないかということですよ。ありがとうございます。

ほか何かご意見よろしいですか、これについて。

それでは、5ページの下、柱立てのⅡのほうにいきますけれども、このワーク・ライフ・バランスの問題、これは足立区がもうかなり長年かけて進めてきた取組ですけども、十分周知されているが1.9%ですか。恐らく企業の皆さんはこの言葉を聞いて分からないという方はいらっしゃらない、少ないと思うんですけども、一般の方はなかなかこのワーク・ライフ・バランスという言葉、浸透していないというのが現状です。逆に言えば、これだけ力を入れて取組としてやってきたにもかかわらず、周知が進んでいないというところ、これが一つ課題となっていますので、これはせっかく足立区の進めてきた取組ですけども、どうでしょう、皆さんの現場でなぜ皆さん知らないのか。

小川さん、どうですか。ワーク・ライフ・バランスって当たり前のように皆さん使いますけれども、一般の方って知らないですか。

(小川委員)

そうですね。私どもはあくまでも企業の代表者さんとお会いしてお話をしたりする機会が多いので、普通に意識として認めている方はたくさんいらっしゃいます。

でも振り返ってみますと、家庭の主婦だったりとか若いお母さん方は、こういうようなワードは意識は少ないんじゃないかなと思っております。いろんな柱の……

(石阪委員長)

言葉も難しいですよ、ワーク・ライフ・バランスって。

(小川委員)

そうですね……

(石阪委員長)

考えてみれば長いです。

(小川委員)

ええ。言葉、前回もお話したように、この言葉そのものが何かちょっと堅いというか、全然この中身を探ってみれば、普通の生活の在り方をただ意識して、それぞれの目的とかに向かって、誰がやるとかじゃなくて、達成をしていくという、そういうことだと思うんですよ。それをこのワードで縛ると、ちゃんと形を取って、そこに進めていかなきゃいけないのかななんていう、そんな感じを思わせるので、余計取っつきにくくなる。もっと自然体でいいのかなと思いますよね。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

そうですね、恐らくワーク・ライフ・バランスというと、労働時間の縮減というのが一つですよ。日本人は働き過ぎ、それ

を短くしようということと、それから例えば、家庭、家事、育児、これに関しての男女の差をなくすということも含めて、家庭の中でもう一度自分たちの役割や働き方を見直していこうという、そういう取組だと思うんですけども、何となくかちっとしてしまうと、一般の方々はこの表現が難しいのかな、内容も含めて。

ちなみに、6ページの(2)のほうにいくと、これ非常に足立区としてはいいデータだと思うんですが、図8を見ると、平等だという方、そういう意識の方が平成30年から令和3年にかけてかなり増えているんですね。これまで横ばいだったというか、むしろ若干平等というのは減っているような状況でしたけれども、それがこの4ポイントぐらい平等が増えて、男性に関していうと8ポイント、9ポイント増えている、こういう状況ですから、この間の取組というのがかなり進んできたとは言えるのかもしれないんですけども、ただ一方で男女の差というのは、その下のデータ、図9を見ると、役割分担を見ると、満足度ですけども、これはかなり男女で差がある。

つまり、経年的な取組を見るとかなり足立区としてはやってきたけれども、男女差というのはなかなか埋まっていない、こういう実態がやっぱり見えます。

このあたりも含めてやっぱりワーク・ライフ・バランスというのを啓発していかないとなかなか難しいのかな。これいかがですか、皆さん。やっぱり実感としてワーク・ライフ・バランスの取組、特に平等感というのはかなり進んできたと言えるのかもしれない。意識調査を見る限りですが。

ところがやっぱり男女間、特に配偶者間での役割分担、これが依然として差があるという、満足度ですね。

これ内藤さん、どう見ますか。これは比較的足立区としては。

(内藤委員)

これは面白いデータですけども、図9もこういった経年で何か見られているんですけど。これは令和3年度調査からでしたっけ。

(松本課長)

令和3年度からです。

(石阪委員長)

それ以上はないんですね。

(内藤委員)

差が縮んでいるみたいなのところが見られたら……

(石阪委員長)

見られたらいいですね。

(内藤委員)

はい、面白いなと思いましたが、いずれにしらないということなんで、現時点だけ見ると相当程度差がある。ただし、年代で見ると若い人のほうがかなり満足度の差が小さいということが言える。

(石阪委員長)

これ、60代、70代、差がすごいですね。パートナーとの役割分担の満足度。そもそもパートナーについての満足度かもしれない。どうなんですか、これ。でも今おっしゃったように、30代以下とあまり差がない。あまり差がないといっても10%以上あるんですけど、それが年とともに差が開いていくという、こういう状況です。

(内藤委員)

ただ、あれですよ、まだ働いている年代、60代前、50代まで見たとしても、60代も今は入れていいかもしれませんが、働いている世代でも、今ワーク・ライフ・バランスという観点で見ると、やはり明確に差があるので、そこにやはり片方が、男性側

のワークの比重が高いということが背景にはあるんだろうな。ワークだけがこういった役割分担の不均衡というのを生んでいるということではないですけど、意識の問題とか、ワークが過剰じゃなくても意識の問題として性別・役割分担がしみついでいて、時間のゆとりがあるけれども、家事などをやらないという場合もありますけど、やはりワークはかなり利いていると思いますので、やはり企業に対しても、個人に対しても、このことの大切さって訴えていく重要性は依然としてあると思います。ただ、この10年やってこられて、今後どう展開していくのが効果的なのかという、そういう段階ですか。

(石阪委員長)

そうですね。企業はどちらかというところ、一般向けの啓発をどうするかというところになるのかな。

それから、これは面白いデータ、60代以上で差がついているのは、一つは仕事が終わってからこの男女の差というのは顕在化している。簡単に言うと、60代、70代の男性が仕事をしなくなったときに、家庭の役割ばかりを女性がやって、男性が全くしないじゃないかというところで差がついているのかもしれないですね。これは分からないけれども、50代までは共稼ぎであったりとか、いずれにしても働くことと子育て、家事をやることって、何だかんだパートナー間で分担していたのかもしれませんが、特に70代になってくると、女性からするとなぜ私ばかりがというようなところがひょっとするとあるのかもしれないですね、これだけ開くというのは。半分、37.2と81.1ですから。

逆に、この男性の満足度の高さもちょっと気になるところですけど、ものすごく高

いなという。いかがですか、水野さん、どう思いますか、このデータ。

(水野委員)

今、60代、70代でも働いている方は多いので、働いている、働いていないというよりは、やっぱり男性と女性の役割分担という意識が大きいのかなと思います。

私、結婚するときには夫の親戚が、夫に対して台所には立つもんじゃないぞ、絶対に立つなよと夫に対して言ったんですよ。十何年前の話ですけど、70代、80代の世代の方々はそういう感覚なのかなと思いました。

そういう世代の方に育てられると、やっぱり私も満足度から見ると70代以上のこれぐらいの差があるんじゃないかと思っているんですけど、そういう育てられた環境とかそういうのが大きいのかなとも思います。

七、八十代の方々って、やっぱり共働きというよりは専業主婦の方が多かった時代なのかなと思うので……

(石阪委員長)

そうですね、多かったですね。

(水野委員)

そのときはそのときで、それで本当によかったのかもしれないですけど、ちょっと今の時代には合わないのかなと思います。

(石阪委員長)

一つは、この60代、70代の啓発をどうするかというところですね。これだけ男女が差が開くと、こういう中で、若い方はいろんな啓発も多分されていて、働きながら子育て、家事をやるということが浸透しつつあるのかなというデータでもあるんですけど、反面、年齢が上がっていくとこれだけ差がついてくる。これ、どうでしょう。

(内藤委員)

この図9って、役割分担の不均衡そのものを表している図ではないです。

(石阪委員長)

満足度ですね、あくまで。

(内藤委員)

はい。役割分担状況の満足度の差なので、例えば現状、片方がすごく仕事が忙しい、片方は余裕があるという状況で、この状況を前提として役割分担を両者で決めて、それを担っている。そして、これでいいんだというふうになると、満足度は……

(石阪委員長)

まあ両方とも高い。

(内藤委員)

高いということになりますが、例えば70代以上のこの差を見たときに、恐らくですけど、男性はやっていないという感じなんですけど、でも男性としてはやっていない現状をよしとしている。

(石阪委員長)

男性としてはそうですね。81%ですから。

(内藤委員)

ということがあって、すごくやっている女性側はそれをよしとしていない。だから、理想はこれぐらいやってほしいというのがあっての、この違いなわけですよ。だから1つ間に挟んでいるといいますか、直接家事・育児時間の不均衡を表しているということじゃなくて、それに対して自分がどう思っているか、これでいいと思っているのか、いや全然駄目だ、自分はできていないと思っているのか、相手に対しても同じですね。

そこを表しているので、ややちょっと複雑といいますか、ワーク・ライフ・バランスのところで使おうとしている図だと思うんですけども、やはり意識が入り込んでいるので、それがヒントにもなるかなと思う。つまり意識として、多分男性がやっていないということは別のデータで取れていると

思うんですけど、その間に男性はこれでもいいんだと思ってしまっているというところが挟まっている。

だから、男性にそうじゃないんだよ。相手の人は満足全然していなくて不満なんだということが分かるような、何か施策を考える必要があるのかなって。

(石阪委員長)

むしろだから啓発の方法も、単純に男女で均等にやってくださいという意味ではなくて、これだけ女性の方が不満を持っているのだから、ある意味ではそれを解消するような支援をしていかないといけないということですね。

(内藤委員)

そうですね。

(石阪委員長)

単純に増やせばいいとか、減らせばいいという問題ではない。

(内藤委員)

はい。気づいていないのかもしれないですよ。満足しちゃって、片方は完全に満足してないのに、こんなに長い時間を過ごしてきていると思うんですけど。だから、まず気づくと、それが多分、お互いに認識し合っていないんでしょうかね。

(石阪委員長)

むしろコミュニケーションとか意思疎通のところで一つ課題があるんじゃないかと。

(内藤委員)

そうですね。だから多分、さっき小川さんもおっしゃいましたが、一般のところではあまりそういう話にはならない、企業ではなるかもしれないけれどもという。やはりあまり話し合っていないというのが表れているのかなという、そういうことが分かる図でもあるかなと思いました。

(石阪委員長)

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

今のお話を聞いていて思ったんですけれども、この差が恐らく男の人と女の人の満足度の違いで、例えば家事の棚卸しをしたときに、男の人と女の人って、多分やるべきことが違うと思うんですね。例えば、私の家内が今年の7月に入院して、1か月間ぐらい帰ってこなかったんですけど、そのときに私がやった家事というのは、例えば洗濯週1回、掃除を週1回とかというふうに決めてやっていたんですけども、家内がやる家事って週3回が当たり前で、その辺に差がきっとこの表に出ているのかなとちょっと思ったんですけど。

男の人が考える家事と女の人が考える家事というのをもうちょっと棚卸しし合って、突き合わせすることによって家庭家庭できっとその溝が埋まってくるのかなと思いました。

以上です。

(石阪委員長)

恐らく今のお話は、60代、70代はもう固定的役割分担というのはあって、話すまでもなくこれは当たり前だと思ってずっとやってきた。ところが、若い方というのはある意味では棚卸しを一回して、じゃどっちがどの分担しようみたいなコミュニケーションをしっかりとって、お互いのそういったコミュニケーションが取れたところで満足度が上がっていくわけですから、恐らくそれが全然できていない。だから内藤さんのお話と一緒にすよね、年配の方は。

(佐藤委員)

全く一緒です。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

ですので、例えばこれ、啓発をしていく

となったときに、このあたりの工夫ですよ。単純に家事を平等にやりましようと言うだけでは、多分上の方は、70代以上の方というのはなかなか難しいので、夫婦間でよくお話をして、コミュニケーションを取って、お互いに何が必要なのか、何をやるべきか、もう一回コミュニケーションを取ってみましょうというような啓発でないとなかなか難しいのかな。恐らくそういうデータなんでしょうね。

(片野副委員長)

よろしいでしょうか。

(石阪委員長)

はい。

(片野副委員長)

まず、ワーク・ライフ・バランスという言葉がぴんとこないというのがあると思うんですね。

(石阪委員長)

そうですね。

(片野副委員長)

ワークとライフ、何？という感じだと思うんですね。私、40代の親御さんとよく話すことありますけれども、まず男女共同参画も同じですけど、言葉とイメージが合っていない。だから、ワーク・ライフ・バランスはどういうことを具体的に言っているのかということをもまず分からないと難しいと思います。

あともう一つは、取組としては、どこかの講習会で日本の育児・家事の男女比は日本はかなりの差があると聞いたことがあり、今、調べてみたらOECDが行なった2020年の調査でも、他の国は概ね2倍ぐらいなんですけど、日本は5倍の差があるという結果です。

ただその一つの原因として、やはり働いている時間が長いということ、1日当たりの

有償労働時間が日本の男性で452分、7時間32分、OECDの平均値であるのが5時間17分。恐らくこの70代、80代の方たちというのは有償ではない部分でも会社のことをやっていた、例えばアフターの飲み会とか、そういう形で家にはなかなかいない。もう頭の中に家のことは女の人がやる。私もそういう家庭で実際育ちましたけど、うちのことはお母さんの担当、と父親がよく言っていましたので、そういう子ども世代を生きていた人たちがどういうふうに啓発していくかといったら、やはり将来困るということ。働き過ぎていて、何の関わりもなければ、将来こういうこと、孤立死の問題じゃないですけども、そういうことと結びつけていけばちょっとぴんとくるのではないかと思います。

ワーク・ライフ・バランス、この年代の方に言っても全く分からない、何の話をしているか分からないという感想を聞いたことがあるので、少しその辺の仕掛けが少し必要かなと思います。

(石阪委員長)

そうですね。ワーク・ライフ・バランスは恐らく世代によっても捉え方は違いますし、これは日本が輸入してきた言葉ですから、なかなか一般の方には広がらない。それぞれの世代に合わせた、表現もそうですし、内容もしていかないと、この数値1.9%を上げることは難しい、こういうご意見でもありますので、この辺は今後工夫が求められますね。

ワーク・ライフ・バランス推進というだけではなくて、これは企業向けにはもちろんいいんですけども、一般の方々向けに、特にこういったデータを見ると、夫婦間のコミュニケーションであったりとか、あるいは性別役割分業の家庭での見直しという

ところにまで踏み込むとなると、もう少し工夫が必要ということになります。

(内藤委員)

今の孤独という観点と似たような路線なんですけど、平等という観点からちょっと離れるデータですが、こういった満足度の不均衡が続くと、離別ということもあり得ますよね。

(石阪委員長)

そうですね、はい。

(内藤委員)

そうすると、離別した場合にこうやって家事能力がない男性がどうなるかということ、離別男性というのは平均寿命を大きく下回っている。これもデータで国が出しているわけですね。単身男性も低いですけども、離別男性も大層低い。要するに、自分で家事をやってこなかったという、自活できていないということが影響を与えるということも、併せて男性個人の健康面にも大きく影響を与えることである。ちょっと男女共同参画の流れで言うべきことなのか分かりませんが、それぐらいの不均衡になってしまっているということかなと思います。

(石阪委員長)

ある意味では男性の寿命を下げたりとか、あるいは孤立・孤独を増長させるような、そういうことにもこれがつながってくるということですね。たしかこの会議でもかなり大きな議論になりましたので、男性の孤独問題ですね、孤立問題。

ほかよろしいですか、これについて。

それでは、柱立てのⅢのほうにいけますが、これはDV・虐待の予防と支援、これもデータがあって、相談しようと思わなかった、これが一番多いというデータです。7ページです。あるいは相談できなかった。

その理由としては、無駄だと思ったとか、自分が我慢すれば何とかかなと思った。結局、こういった方々をやっぱり減らして、相談につなげるといところが足立区の今後の課題ということになります。

これもなかなか個別の事情があるので、難しいかもしれませんが、データとして見ると、そもそも相談しようと思わなかった。これ、徳永さん、そういうものなんですか。

(徳永委員)

全くそういうものだと思います。

(石阪委員長)

もう駄目だと、どうせ無駄だろうという。

(徳永委員)

そうですね、私が我慢すれば。

(石阪委員長)

そういうケースが多い……

(徳永委員)

はい、というケースがよく聞く言葉ですね、そういう。

(石阪委員長)

じゃ、逆に相談に来る人というのは、もう本当に究極の状態、切羽詰まった状態、そうでないとなかなか来ない、気軽に相談というわけにはもちろんいかないという、そういうことなんでしょう。

(徳永委員)

そうですね。でも、きっかけは結構様々なんですよ。

(石阪委員長)

どこかで本当にチラシを見たとか、そういうものから……

(徳永委員)

というのもあるし、本当に何か別に何のきっかけがあったわけでもないけど、ふともう我慢できなくなってくるという方もいらっしゃるって、とにかく相談しようという気になれば、あとは結構何とかできること

が多いかなというふうには思うんですけども、やっぱり一番はそもそも自分がDV被害者じゃないと思っている人が多分たくさんいると思いますし、ここにも、自分にも悪いところがあると思ったという回答も10%……

(石阪委員長)

ありますね。

(徳永委員)

そういうケースが多いのかなというふうに思いますね。

(石阪委員長)

これをむしろ相談につなげるために何が必要か。一部いろんなところにカードとかチラシとかを配っていますね。それから、例えばほかどうでしょう、足立区を取組としては。この相談につなげるための取組。

(松本課長)

女性相談の相談につなげるために、新しく始めているのは、生理用品を配るときに、一緒に女性相談のチラシを同封してみたり、今は区内の各施設に生理用品を置いているんですけども、そこに女性相談のお知らせも置いてみたりというようなことをしています。

(石阪委員長)

あとは、チラシとかカードではなくて、場合によってはSNSですね。スマホとか、そういうところに自動的に出てくるようになると、特に子育て世代、若い方は触れる機会が増えるかなという気がしますよね。ですので、啓発の方法、これも一つ課題になってくると思います。

どうぞ。

(内藤委員)

いいですか、先。DVではないんですけど、職場のハラスメントも相談しても無駄だと思ったの割合が物すごく高いんですね。

たしか7割ぐらいだったと思います、複数回答で。

これ自体はどのように相談につなげていくかというよりも、相談窓口の実効性が疑われているので。でも、実効的であると思うんですね。だから、実効的にするということは、多分自治体として努力されていると思うんです。でも、それが利用するような人に事前に知られていない。

ということなので、私は企業の人なんかには、そのハラスメントの窓口の話をするときには、やっぱりあらかじめフローがこうなっていて、こういう成功例がありますというのをちゃんと公正に秘密を守って扱っていますというのが分かるようにお伝えすることが大事ですと。そうすればどこかに残っていて、あるいは何かというときに、ちょっと見たときに、ああこれだったら使えるかも、何かあるかも、できるかもというふうに思っ

(石阪委員長)

だから、そのプロセス全体を見せるということですよ。解決までのプロセス。

(内藤委員)

まずフローチャートですね。なかなかいろんな方法があるので、一つには見せられるわけではないかなと思うんですが、典型的なフローと、それとこういったことを相談されて、こういうふうによくいきまいたみたいなのとか、あと相談窓口の人の専門性といいますか、そういうのも信頼できる一つの判断材料になりますので、できる限り事前に相談すれば何か動くかと思っ

(石阪委員長)

はい、どうぞ。

(徳永委員)

私はDVの話に戻るんですけど、今、啓発というお話があって、ちょっと啓発のポイントとして私が感じていることなんですけど、やっぱりこれもDVなんですよと。DVの対応というところをもうちょっと知ってもらったほうがいいなというふうに思っています。

(石阪委員長)

具体的に言うと、どういうことですか。

(徳永委員)

DVって、DVのVってviolenceじゃないですか。だから、典型的には暴力で、これがDVだということは分かりやすいと思うんですよ。ただ、そんなに、じゃ日常から殴ったり蹴ったりしますというDVじゃ、分かりやすいDVって別にそこまで多くはないんですよ。やっぱり一晩中説教していますとか、そういうんで、手を出さなくてもそんなに分かりやすい、殴るとかじゃなくて、何かちょっとはたくとか、足をつねるとか、何かいろいろあって、そういうのを含めてDVなんですね。肉体的にもそうだし、精神的なものもあるし、子どもを本人の目の前で虐待することだって面前DVと言われるし、いろんなDVがあるんです。

私がDV被害者なんだと気づいてもらうためには、やっぱりこういうのがDVなんですよということを知らせることが重要なので、単にDVの相談機関がここにありますよというだけじゃなくて、ああ私もDV被害者なんだという自覚を持たせられるような啓発の方法がもっと進むといいのかなというふうに思っています。

(石阪委員長)

なるほどね。これは足立区としても何か、これもDVですみたいなものはやっている

んでしょうか。どうでしょう。

(依田部長)

地域のちから推進部長、依田でございます。

今、徳永委員のご発言のとおりだと思っています。

実は先日、とある施設に子どもが逃げ込んできて、夕方、家に帰ったら、お母さんに、おまえなんか家に帰ってくるなど言っただろうと、公園で寝泊まりしろと言っただんじゃないかと言われたという話があって、昭和の時代はよかったと思うんですけども、今はもうそれ虐待ですよということで、警察に通報させました。それが虐待に当たると分かっている人のほうが少ないんですよ。ですから、徳永委員がおっしゃるように、これは虐待に当たるんですよというのが分かってないんで、私が悪いんですよ。なっちゃうんですよ。だから、これは虐待ですよ、これはDVですよという事例をたくさん出していかないと、徳永委員のおっしゃるとおり、通報先が分かっている、私はこれDV被害者だと分からないんです、とは思っています。

なので、どこからどこまでできるか分かりませんが、やっぱり事例を出しながら、あざができてないとDVじゃないんだとか、いや、お金もらえないのもDVですよとか、金銭DVという単語はちゃんとありますので、そういうDVの事例を一般の方にお知らせしていくような取組がないと、多分、声を上げられない人たちが、声を上げられないまま過ぎていっちゃうのかなと思っていますので、何かちょっと工夫はしていきたいと思っています。

貴重なご意見、ありがとうございます。

(石阪委員長)

あともう一つは、今、パートナー間のD

Vの話がかなり多いですけど、私、今後は多分、親子間というのも結構増えてくる。つまり親子間というのは大人の親ですね。高齢者と、それから中高年が同居しているというケースもあると思うんですが、そのいわゆるDV。これ、結構実際、死亡例になったりもする、場合によっては殺人ということもあり得るので、こういったことは今後多分大きな問題になってくるんだろうな。これについてももし何かあれば。

(依田部長)

引き続き、依田でございます。

もう10年ぐらい前から、80歳の親がいて、40歳の子どもがいて、その間で殴る蹴るがあるとか、どちらかに精神疾患があるケースが多いんですけど、やはり区としてもそこについては非常に注視をしています。

(石阪委員長)

そうなんですね。

(依田部長)

検討会を立ち上げたりとか、いろいろしてはいるんですけど、なかなか、実は65歳を超えると介護保険制度が使えて、なんですけれども。だから、80歳の親御さんは我々に関与できるんですけども、40歳代のお子さんには手を出すルールがなかなかなくて、そういったところの検討もしていかなくちゃいけないということでは、もうかなり前から着手はしています。

(石阪委員長)

そうですね、ありがとうございます。夫婦間だとシェルターがあったりとか、離すということが物理的に可能なのかもしれない。親子だと、しかも今言ったように、40代ぐらいだとなかなか行政が手を差し伸べるというのは難しい世代ということもあって、これは表にはなかなか出てこない、潜在化してしまうケースが結構あるんじゃない

いかなと思いますので、そういうことも含めて……

(依田部長)

特に、親御さんが私がいなくて駄目なのというケースが多いこともあると思います。

(石阪委員長)

そうなっちゃうんですね。こういったこともちょっと、このDVの問題としては。

どうぞ。

(内藤委員)

今の徳永さん、依田さんの意見なんですけど、いろんなタイプの対応があるというの、まさにそうなんですけど、多分、根底にバイオレンスといったときに、やっぱり身体的暴力というイメージがすごく一般的なんだなというところですよ、これはどこでも。

ハラスメントといっても、やっぱり身体的な攻撃というのが中心と考えているところがあって、やはり精神的なものとか心理的なものも、この、特に今、DVの話に戻っていきますけど、DVにちゃんと含まれるんだというところがまず理解していただく必要があるところなのかな。その上で対応が様々ある。

自分が受けたこれもそういった駄目な行為に含まれるんだという認識を持ってもらうということが大事です。多分、その間に精神的、身体的なものも含まれるということが、多分親子間でもそうですよね。

(石阪委員長)

そうですね。

(内藤委員)

はい。というのが分かっていたらポイントかなというふうに思います。

あと、高齢者については、高齢者虐待防止法という法律もありますよね。これを受けての対応というのものもあるわけなんですか。

(松本課長)

基づく法律に関して言うと、家庭内暴力いわゆる「DV法」では、高齢者虐待はまた別という形になります。そのため配偶者暴力相談支援センターの支援の範疇から原則は外れてしまいます。

また、身体的DV以外のDVについては、毎年世論調査で周知につながるという意味も兼ねて、身体的暴力以外もDVであることを知っているかという質問を項目に入れております。

(石阪委員長)

はい、どうぞ。

(片野副委員長)

先ほどのDVの周知なんですけど、足立区女性団体連合会では、L・フェスタのときに必ずパープルリボンアクションという形で、こういうものはDVですよということを貼り出しているんですね。実際、私がお目にかかった方も、全部お金を夫さんが管理されていて、もう自分の病院に行くのも気を遣って行かなきゃいけない経済的DVで、それってDVですよという話をしたら、ええっ、そうなんですかと、非常に驚かれたんですね。結局、半年たって離婚されることになりました。

だから、自分でDVだと気がつくということが、まず最初の扉かなというのはすごく思うんです。セーフティーネットを周知するものが必要だと思っています。もちろん貼ってあっても読まない人もいるし、書いてあっても読まない人がいるので、やっぱり少なくとも知識がある、皆さん知識持っていていただいて、身近な方に相談されたら、こういうことなのよねというふうに、もう困っちゃうんだと言われたときに、えっ、それってそうじゃないというふうに言えるようにしておくことも一つかと思います。

やはり、皆が、女性とは限りませんが、様々な形でDVについての知識や意識を高めていくような取組をやる必要があるではないかなと思います。

(石坂委員長)

そうですね。いわゆる相談機関とか相談の場所だけを周知させるだけではなくて、そもそもDVかどうかというところも含めて、先ほど内藤さん言われたように、プロセスをきちっと最後まで示してあげることが大事なのかな。

ただ、やっぱりきっかけは相談なんで…

(片野副委員長)

そうですね。

(石坂委員長)

まずはそこに来ないと何もできないということがあるので。

(片野副委員長)

その手前ですよね。

(石坂委員長)

そう。だから、その手前ですね。

(片野副委員長)

世間話から、えっという形で広がっていく。

(石坂委員長)

だから、本当はDVになる、なるというのも変ですけども、その前からある程度周知、皆さんが知っておくということが大事なのかもしれない。

(内藤委員)

そういう観点からすると、今の、そうするとDV相談という名前だと来ないということになっちゃいますよね。

(石坂委員長)

そうなんですよ。

(内藤委員)

今、足立区ではそういう名前ではなかつ

たです。

(松本課長)

女性相談。

(石坂委員長)

女性相談。

(内藤委員)

DVはここで相談するというものになっているわけですね。じゃ、幅広に聞けるような形にはなっている。

(石坂委員長)

そういう意味です。

はい。

(徳永委員)

ちょっと、あまり、聞き逃したのかもしれないですけど、3ページに男性DV相談ってあるじゃないですか。10件ずつぐらい、ここ3年コンスタントに来ているのって興味深いんですけども。これは何で知って、どういう相談だったのかというのはちょっと興味深いです。

(石坂委員長)

この10件がね。

(徳永委員)

はい。

(石坂委員長)

これは、プロセスはどういう形で。

(松本課長)

何で知ったかは、直接お聞きすることがないので分かりませんが、10件の利用中、リピーターの方が何人かいらっしゃいます。

(石坂委員長)

これは件数ですから、人数じゃないですね。

(松本課長)

はい。

(石坂委員長)

そうか、そうか。

(徳永委員)

ある種、これがDVだと知らないのは、する側もそうなのかなというところもあるので、そういう意味でも啓発が必要なのかなと思って、何かこういう件数ちょっと面白いなと思って。

(内藤委員)

男性は男性DV電話相談って書いてあります。

(松本課長)

はい。男性相談の名称には「DV」とつけておりますので、相談としては自分がDVをしたかもしれないというものや、自分がDVを受けているという両方の訴えがあります。

(内藤委員)

さっきの片野さんの話だと、やはり自覚がないというのは、行為者のほうが多分自覚がないパターンが多いかなと思うので、男性のほうはDV電話相談というより、敷居が高くなるというか、狭めてしまっているかな。男性として被害者になる人も、加害者になる人も、DVと、やや女性より無縁のところにいるから、もっと幅広く拾えるようなネーミングのほうがいいのかなと、ちょっと今の話の中で思いました。

(徳永委員)

同感。

(松本課長)

来年度に向けて「DV」を取って「男性相談」という名称にするか検討中です。

(依田部長)

来年度予算に関することなので、まだ検討中ということですが、それでも、「DV」を取って男性相談にすべきだろうということで検討はしています。全国的にも男性相談ってやっている自治体ありますので、ちょっといろいろ検討してみます。

(石坂委員長)

はい、どうぞ。

(佐藤委員)

これ、1枚ペラのカードなんですけど、私の知り合いの人は、女性のトイレの中にあつたといって渡してくれたんですけども、ここに「誰にも話せないことを話せる場所がある」と書いてあつて、裏を見ると相談窓口が20個ぐらい書いてあるんですけど、こういうアプローチの仕方って、逆に迷わせてしまうだけで、例えば「死んでしまいたいと思うほどつらいときはこちら」とか、「何となく心や体が不調なときはこちら」といろいろ書いてあるんですけど、普通に見れば親切なカードだなと思うんですけど、やっぱり本人、悩みを持って該当している人から見ると、結局どこに電話していいかわからないんじゃないかと若干思っています。

さっき内藤さん言われたみたいに、入り口を分かりやすくする、ハードルを低くするという意味では、消費者庁かな、の「188」という番号が代表番号で、そこにかけると消費者の不満や事故なんかを取り扱ってくれるんですけど、そういうような、似たような統一番号があつて、ハードルが低くなっていればもう少しメールとか問合せ、すみません、電話が増えるんじゃないかなと思いました。

以上です。

(佐藤委員)

恐らくカードは一つの手段としてあるんですけど、ほかにも多分いろいろあると思うんですけど、これは多分、連絡先、一番小さいやつですね。

(松本課長)

今お持ちのカードが、自殺対策用に作られたカードです。

(石坂委員長)

そういうことなんですね。

(松本課長)

女性トイレの個室に置いてあるものです。

(石阪委員長)

はい、分かりました。

では、時間のほうもありますので、先に進んでいきたいと思います。

柱立てのⅣ、Ⅴについては、また後ほどこちらの8次の計画の体系図の説明のところで、もし何かあれば補足いただければと思います。

3 第8次行動計画の成果指標案について

(石阪委員長)

それでは、計画体系図、こちらに入っていくしたいと思います。これが8次のいわゆる俗に言う計画体系図ですが、骨格になるところになります。では、表記も含めて説明のほうをお願いできますでしょうか。

(松本課長)

では、お手元の資料3番となります。A3の横の資料です。

今までの体系図よりも細かい内容を入れてみたものです。

成果指標のうち、長期的なものについては、柱立てに関連する長期的な数値変化の把握をしていきたいということもあり、長期指標をまず最初に記載しております。ここについては数値を上げるべきか、遞減目標なのか、上下の矢印をつけております。

右に進みまして、各柱立ての横に各施策があり、施策に関する主な取組というのをピックアップしました。

次に、施策・取組に関連する成果指標として、毎年数値が取れるような、短期的な成果指標を表示しておりますが、委員の皆様から、ほかにもこういう数値取れるといい等があればご意見をいただきたいと思っ

ております。

こちらは全て成果指標ということで、割合が主なものになっておりますけれども、皆様からご意見いただければと思います。

(石阪委員長)

まずは、理念が一番左にあります。ここは皆さんともう既に共有してあります。長期的な成果指標と、これ右側にあつて、矢印についてはこれは増加する目標なのか、低減目標なのかというところで矢印がついている。

指標、これは1から15まであります。これは成果指標ですから、基本的にはいわゆる割合です。何%ですかみたいなものがここに来る。

その右側に今度は柱立てが来ます。これは先ほどから説明している5つの柱立て。

さらに矢印があつて、これは施策の細かなところで、これは施策9までは数字が書いてありますけれども、その下、数字がないのは。

(松本課長)

失礼しました。これも施策15番までございます。

(石阪委員長)

9、10、11、12と続いていて、15まで。主な取組、これは具体的などんな事業が、どんな支援がというところが書いてあります。そして、一番右側のほうに各施策の主な短期的な成果指標、ここでまた成果指標が出てくるんですね。これは一番左側にある成果指標とはまた別の成果指標が出るということですか。

(松本課長)

はい。成果指標の中にも、毎年数値が取れるものと、あとは何年かおきに長期的なスパンで見えていくような指標、すぐに成果が出ないようなものもありますので、分け

て表示をしております。

(石阪委員長)

長期的なものが左のほう。短期的な、これは短期的というのはほぼ単年度というか、毎年ということですね、そういったものが一番右側にあります。単純に、一番左と一番右に指標があって、その真ん中に施策が並ぶという、こういうスタイルに今度は変わったということによろしいですか。

ですので、体系図であって、かなりこれは指標を意識したつくりになっていますね。ほかの自治体のも私、見る機会あるんですけど、かなりこれでもかと言わんばかりに指標がこの体系図に。これはやっぱり今後の流れとしてはきちっと数字を見て、それに沿った形で進んでいるかどうかをチェックする、そういう意味なんでしょうか。

(松本課長)

そうですね、やはり計画の進行管理を客観的にやっていくというところでは、活動指標だけでは難しい部分がありますので、施策ごとの評価ができるようにということで、こういった形にしております。

(石阪委員長)

じゃ、今回は活動指標は一切なし、ゼロということですか。

(松本課長)

活動指標については、今後計画策定が進む中で、毎年の事業の実施状況を活動指標で見ていくために設定することになると思いますが、まずは重要視しているのが成果指標ということで今回作成お見せしております。

(石阪委員長)

これ、細かく見ていくと結構難しいんですけども、成果指標ですね、数字。

(松本課長)

はい。成果指標の数字ですね。活動指標

は各講座を何回やったですとか、何人来たというようなものが多く、やはり施策の評価にはつながらないという状況がありますので、より具体的な評価がしやすい成果指標を設定していくようにしています。

(石阪委員長)

これ、足立区全体の流れでもありますね、どちらかというとなら成果指標重視ということ

ということになります。ですので、具体的に使う成果指標って一番右ですね。かねてから出ているLGBTの例えば認知度であったりとか、あるいは委員の男女比ですね、これでいうと40から60%、審議会・委員会の割合、こういったもの。これもこの場で議論したことがございます。

さらには、その下のほうずっといくと、例えば町会長に占める女性の割合とか、PTA、こういったところも、これも活動指標ではなくて成果指標ということになります。

ちなみに、これって相当低いんですか。町会長、PTAというのはどうなんでしょう、足立区は。

(依田部長)

ほぼほぼ女性の方のほうで、圧倒的に少ないという言い方ですか。

(石阪委員長)

そういうことですね。

(依田部長)

400以上町会・自治会があって、団地の自治会ですとかマンションの自治会の方々は女性の方いらっしゃいますけれども、それでも50はいないと思いますね。

(石阪委員長)

400分の50。

(依田部長)

ええ、はいないと思います。

(石阪委員長)

でも、50いるんですね、50弱。

(依田部長)

いや、もないと思います。

(石阪委員長)

ああ、もない。

(依田部長)

もっとぐっと、顔が思い浮かぶ方もそれほどいないので。

(石阪委員長)

逆に、PTAはもっと多いんじゃないですか。最近では女性のPTA会長、かなり増えてきていると聞いていますけど。

(松本課長)

今、調査中ではありますが、女性の会長となるとやはり少ないとのこと。

(石阪委員長)

少ない。これ、田中さん、そうですか、会長。

(田中委員)

でも、私、今年で4年目なんですけれども、1年目のときに比べると35校ですか、36校ですか、今、足立区って。ちょっと私がきちんと分かってないんですけど、かなり、かなりといってももちろん男性のほうが全然多いんですけども、1年目に比べると多くはなっているなというのを感じます。

(石阪委員長)

ただやっぱり数としては50%は当然いってないぐらい。

(田中委員)

全然。

(石阪委員長)

全然いってない。もし何か、これ成果指標でこういうものがあつたらいいんじゃないかとかいうことがあれば、今日でなくても構いませんので、幾つかまた皆さんから

ご意見いただければと思います。

あと、分からないということでも構わないです。どうぞ。

(内藤委員)

柱立てのⅡが女性の参画拡大と活躍推進ですよね。一番右の各施策の主な短期的な成果指標のところにも、区係長・課長補佐に占める女性の割合などがあって、区役所内の女性の活躍推進という項目がある。でも、一応この長期的な成果指標で見ると、指標14、15、特に14、区管理職に占める女性の割合、ここに入っていて、これはむしろやるのであれば2なのかな。これは連動しているわけですね、一応矢印があるので。

これは何かこの指標14とか15あたりは、柱立てのⅤに接続しているように見えるんですけど、Ⅴってそういう中身なのかな。むしろ14、15あたりはⅡになじむような長期的な成果指標なのかなという感じもしていて、じゃⅤにどう入るのかというと、こっちの短期的な成果指標のほうにあるような、ここまでの各施策をまとめて…

(石阪委員長)

進捗管理みたいな。

(内藤委員)

そうですね。ここでいうと推進体制13のところに近いと思いますが、このようなところを入れていくところで、それを長期的な成果指標としてどれを取り出すかというところなのかなと思うんですが、どういう意図だったのでしょうか。

(石阪委員長)

はい、いかがでしょう。

(松本課長)

ありがとうございます。

この指標の14、15、長期的なところは、当初は柱Ⅱに紐づけていました。庁内の推

進体制の強化という部分で、区の管理職の割合を増やすというのも一つあるかなということで、こちらに入れてみました。ただ、やはり柱のⅡがじっくりくるというご意見であれば、また見直しをしたいと思います。

(石阪委員長)

短期的なほうとどちらかというところに入ってきてしまっているの、結局その整合ですよ。右と左の。

(内藤委員)

はい、一つはそうです。あともう一つは、やはり前回申し上げたⅤの、柱立てⅤってすごい重要だと思っていて、いい内容をつくっていただいて、これから動かす体制というのをしっかり人員確保も含めてやっていただきたいので、1つだけじゃ、13だけじゃ少ないのかな。ですから、これに沿うような何かもう一つ長期的な成果指標というのを持ってくるほうが、うまく動かせるのかなという気もしています。

確かに、区職員の管理職登用とか、女性の管理職登用とか、育児休業所得が上げればもちろん意識も上がるという面はあると思うので、ⅡとⅤと両面あるかなとは思いますが、先生おっしゃるとおり、ここに短期的な成果指標は入ってしまっているので、こういう感じになるというところちょっと気になっています。

(石阪委員長)

ほかにもこれってありますか。右と左で指標が上へ行ったり下へ行ったり。例えばこれでいうとさっき左のほうには区管理職に占める女性の割合、成果指標14ありますけれども、右のほうにいくとその管理職の問題というのはどちらかというところ施策のⅣにあるわけですよ。ほかは特にない、大体横に見ればつながる。

(松本課長)

横に見ていくものが多いですね。区管理職に占める女性の割合というのが、なかなか短期的に数字が上下しないというところまで長期戦で見たいなというような思いもございました。ただ、柱のⅡとして長期で見えていくというのももちろんできます。短期的な成果指標の13、14の部分を長期的な指標に持ってくるということでよろしいでしょうか。

もし、この柱Ⅴの短期的な指標について、いい案があればアドバイスをいただけたらと思います。

(石阪委員長)

そこはなかなかないですからね。

(松本課長)

そうなんです。

(石阪委員長)

なるほど。難しいですね。なかなかすぐには出てこないと思いますので、またこれも我々の宿題とさせていただきます。もし次回コメントいただけたら、コメントいただく。特にこの5番、一番下、この推進体制の整備・強化についての短期的な成果指標、このあたりかなり事務局のほうも苦心しているところがありますので、もし皆さんの中で、ああこういう指標がいいんじゃないかとかいうことがありましたら、またご発言いただければと思います。

(片野副委員長)

ほかの部分でもいいですか。

(石阪委員長)

はい、どうぞ。

(片野副委員長)

先ほどのお話に出てこなかったのですが、柱立てのⅣ、生活上の困難を抱える女性等への支援というところなんです、指標とか取組を見ると、どちらかといえばひとり親にちょっと寄っているかなという感じが

して、普通のそうでない方というところ……

(石阪委員長)

先ほどありましたものね。

(片野副委員長)

はい。先ほどちょっと5080の問題ありましたけれども、8050問題がありましたけれども、これ今、ひきこもりの問題が結構大きくなってきて、女性のひきこもりが結構いるというふうに言われているんですね。それをやはり見える化していただいて、ひきこもりと言われている方たちがこのぐらいいて、その中の女性・男性比とか、あと年齢ごとの比を出していただくと、何か課題が見えてくるのかなというふうに私自身は思っているんですけども、どうでしょうか。

(松本課長)

今、区内のひきこもりの人数というのは何年か前に調査はしているんですけども、なかなか全数把握というのは難しいです。ただ、就労準備支援事業といって、ひきこもりの方が社会、自立に向けた、自立支援の事業というのがあり、これを施策の12番の主な取組に当初入れておりました。数が多くなるので省いたところがございますので、改めて主な取組として入れて、指標も何か取れるものがあるのかどうか、確認したいと思います。

(片野副委員長)

男女共同参画の視点におけるというところに、居場所を兼ねた学習支援というのは、これはどういった意味で入っているのでしょうか。

(松本課長)

居場所を兼ねた学習支援は、ひとり親世帯のお子さんたちも通っておりますし、両親が揃っていても困難家庭だったり等、進路を決めていく中で様々な状況に置かれて

いる子どもたちということで、複合的な困難を抱える場合があるのではないかと考えて入れてございます。

加えて、区でやっている事業として数が取れるものであることから、こちらを選定しています。

(石阪委員長)

もちろん、これ学習支援を受けている子どもたちの中には、俗に言うひとり親ではない家庭も中にはいるということですね。

(松本課長)

もちろんそうです。

(石阪委員長)

ただ、ひとり親家庭もこの中には含まれているので、あえてここに入れたという、そういうことですね。

(片野副委員長)

割合がちょっと分からないので、今、就労援助家庭も多分居場所につながっている子がいるというふうに聞いていますので、そうするとひとり親とは限らないということになるので、私としてはさっき4つになって多いのでというのであれば、女性の就労支援のほうを入れていただいたほうが、何かそのタイトルにはふさわしいように思います。ひとり親世帯以外の支援というところに結びつくように思いますが……。

(松本課長)

ちなみに、就労支援準備事業というのも、特に男性・女性分けているものではないのが一つと、あとはもともと数がそんなに人数がたくさんいる事業ではないので、分けたときにちょっとどういう形で数字が出てくるかというのが課題となります。

(石阪委員長)

ほかはいかがでしょうか。

またこれも次回もありますので、もしご意見いただけるようでしたら、特に成果指

標のところ、こんな指標があればいいんじゃないかということがあれば、ご発言いただければと思います。

3 「年次報告書」作成に向けた委員会意見について

(石阪委員長)

それでは、続いて年次報告書についてです。作成に向けた委員会意見について、こちらになりますか、これは資料4ですか。

(松本課長)

では、年次報告書、皆様に前回までいろいろ意見をいただいておりますので、それについて少しまとめています。

(石阪委員長)

そうしたら、これは私のほうで進めましょうか。

(松本課長)

はい。

(石阪委員長)

これは例年、年次報告書を取りまとめて、区長のほうにお渡しするんですけれども、今回については比較的総括的な内容ということなんです。皆さんからもご意見いただいております。特にめくっていただいて、これ偶数ページのところになると思うんですが、委員会提言というところに、これまでの議論のプロセスを事務局でまとめていただきましたので、こういう形で提言をするのはどうかという、これご提案になります。

私が読み上げます。

まず、2ページのところ、これは政策・方針決定過程への女性の参画拡大、これは令和3年度に主に議論したところになります。職場における女性活躍推進のための意識啓発や職場の環境づくりが進んでいるが、さらなる女性の参画を拡大していくた

めには、昇任の際のサポート体制を確立する等の取組が必要である。

また、こうした男女格差の是正を図るための取組の一つとして、日常生活からの意識啓発も行っていたきたい。

こういった提言があって、委員の皆さんからのご意見として、1、女性管理職比率が低いことの原因の一つとして「家庭と仕事の両立が難しい」ことが、平成28年度の人事課「女性職員に向けてのアンケート」の調査結果に表れている。

職員向けの様々な媒体を活用し、実際にロールモデルとなる女性管理職が、自身の経験談や有益な情報を積極的に発信することで、不安を払拭させていくことが必要ではないか。

ロールモデル、これが実際必要なんだというご意見もいただきましたし、そうしないとなかなか自分が昇進しようという、そういうモチベーションにつながらないということですね。昇進に向けた不安もあると思うんですよ。そういうのも払拭させる。これがまず一つです。

それから、2つ目です。家庭や社会生活の中では、いまだにアンコンシャスバイアス（無意識な偏見・思い込み）による性別役割意識が存在している。

男女格差を生む背景として、「隠れたカリキュラム」（教育側が意図する・しないにかかわらず、学校生活を営む中で子どもたちが無意識に学び取っていく社会規範や価値観が、特に女子生徒に影響を与えていると言われている。教育に携わる者の意識改革が必要ではないか。

ここでは隠れたカリキュラム、実際に男女平等なんだということなんですけれども、暗黙のうちにこういう、ある意味で男女の性差、これを価値観みたいなものを内面化

してしまって、そういう行動を取ってしまうような、特に女子生徒に影響を与えているんじゃないか、こういうご意見がありましたので、特に教育に携わる者はここまで注意を払って教育に携わっていただきたい、こういう意見になります。

これは片野さんも何か言っていましたね。

これはいかがですか、この2点について。まず1つ目、なかなか管理職に自らならない、あるいはなりたくないという方がいらっしゃるということですから、もっと管理職になる、なりたいと思えるような、そういう雰囲気、土壌をつくっていくことが必要なんだ、そのためにもロールモデル、実際に松本課長もそうですし、課長さん以上になられた女性の方はたくさんいますので、そういう方々が表に出てきて、ご自身を語っていただくというようなことがあってもいいんじゃないかということですね。

これ、足立区は非常に数字が低いわけですね。どうしてもやっぱりここがなかなか上がっていかない、女性の管理職比率が。これをやっぱり上げるための一つの施策。

それからもう一つは、学校教育の現場の中で、確かに足立区の場合、男女混合名簿も導入されていますし、様々な男女平等が進んでいるんですけども、そういった隠れたカリキュラム、こういったところまで踏み込んだ教育的な支援が必要じゃないかということですね。

(内藤委員)

これは昨年度の提言ですよ。

(石阪委員長)

昨年です。

(内藤委員)

昨年。これ、4ページ、6ページに、令和3年提言と令和4年提言とある。

(石阪委員長)

だから、これも令和4年混じっているんですね。

(内藤委員)

どれが今年度案でしょうか。

(松本課長)

今年度の部分は4ページ目の3番です。先日の委員会で昨年度の提言に加えて、新たに追加で提言をしたいというようご意見がありましたので、こちらを盛り込んでおります。

(石阪委員長)

6ページは全てですね。

(松本課長)

6ページは新たに孤立死のデータで皆さんご意見いろいろ議論していただきましたので、その内容が入っております。

(内藤委員)

これは2年分まとめて出す。

(石阪委員長)

そういうことです。

(内藤委員)

その2ページも案に含まれている。

(松本課長)

2ページにつきましては、令和4年で、今どういう取組をしているかというのを書き加えるということで、新たに一緒に記載をする形になっております。

(石阪委員長)

今年はちょっと進め方がイレギュラーだったんですよ。特にテーマを設けずに議論をしていた経緯もあるので、こういう形になります。

それから、4ページへいきますが、今回は人権を尊重する社会の醸成。ジェンダー平等社会の実現のためには、「男女」という枠にとらわれずに、個性や多様な生き方を尊重し、相互理解を深めていくことが重要である。足立区でパートナーシップ・フ

ファミリーシップ制度がスタートしたことを契機に、今後も引き続き、人権を尊重する社会の実現に向けた施策を展開していただきたい。

これは今年、それこそ取り上げたパートナーシップ・ファミリーシップ制度、これについて皆さんからご意見をいただきましたので、これも3番という形で一つ入っています。

まず、昨年度これ議論しましたけれども、1、2を見てみると、1です。足立区男女共同参画推進条例は、性別による権利侵害の禁止をうたっているが、性的指向や性自認については、明記されていない。

性的指向や性自認に関する差別の禁止やアウトティングの禁止などを条例に盛り込むなど、ルールづくりをしていき、区の取り組む姿勢を内外に見せていくことが重要ではないか。

あわせて、「男女格差の是正」と「多様性の尊重」の両輪を実現していくに当たり、条例の名称変更も検討すべきではないか。これはむしろ条例が、今、男女共同参画推進条例という条例ですけれども、多様性の尊重ということもうたうのであれば、条例の名称変更まで踏み込んでもいいんじゃないか、こういう意見が出てきました。条例を変えらるとなると、それこそ議会にかけて、大変なプロセスになっていくんですけども、こういう提言がこの会議でなされたので、区長に対してはこれを提言していきたいと思っています。

それから2つ目、性の多様性についての周知啓発は、幅広い世代に対して行うことが重要である。特に、学校現場での啓発に注力すべきではないか。これはまさに今日冒頭から出てきたご意見と一緒に。学校現場への働きかけ、これが結局差別やいじ

めにつながっているという、こういう数値も出ましたので、これはやっぱり進めていく。

それから、これ令和4年度については3番目ですね、令和5年度から区内公立中学校全校で制服が選択制になることはまず評価したい。この委員会としては評価したい。

今後は水着等についても男女で異なるものではなく、性別にかかわらず着用できるものが必要ではないか、ご検討いただきたい。この水着の件もこの会議の中で出てきましたね。これもある意味では選択制でいいと思うんですけども、男女兼用水着みたいなものも今は出ているということですので、そういったものを採択いただいて、多様性を尊重してほしい、こういう提言です。これはいかがですか。よろしいですか、こういう形で。

はい、どうぞ。

(水野委員)

先ほども学校現場での周知・啓発が大事だということで、こちらにも書かれているんですけど、これに異論はないんですが、来年から選択制の制服も始まるということで、校則なんかもいろいろ変わるということで、子どもたちのほうがかえって受け入れやすいのかと思います。私もめいっ子が中学生でいるんですけど、今、ゲイ同士のカップルの漫画等がはやっているということで、そういう漫画を読んでいる小中学生なんかは結構自然と入ってきているのかなと思うと、こういう差別ないように啓発していくというのは大事ななと思うんですけど、それ以外の高齢者だとか、なかなか受け入れられない世代、そういった方々への啓発、また周知というのはどういうふうにやっていくのかなというのは、興味があるんですけど。

(石阪委員長)

まさに学校現場はこれでいいとして、プラス一般の方々であったり、高齢の方であったりとか、そういう方ですね。これは区としてはどうでしょう、リーフレットを作ったり、バッジ作ったりとか、されてきましたよね。

(松本課長)

これまで民生児童委員向けや住区の管理運営委員会の委員長向けなど、割と高齢世代の方にお話をする機会は昨年から続いている状況があります。ただ、全ての方にご理解いただけるわけではないので、引き続きやらないといけない部分です。

(内藤委員)

今、水野さんがおっしゃったところ重要で、昨年度、我々がそういう提言を出しているわけですよ。でも、それに対して今、昨年度出していただいた区の考えを見ますと、学校のことでしか書いていないんですね。小中学校向けに実施している出前講座のこととか、要するに学校現場への啓発に注力していくというふうに回答されていて、その幅広い世代に対してどうやって行うかについての回答がなかったところなので、改めてやはりそこについても今回更新していただけるようでしたら、書き込んでいただけるとうれしいです。

(松本課長)

令和4年度で更新をしたいと思います。

(石阪委員長)

令和3年度の提言は、どちらかというと学校にかなり傾倒していた面もあるので、今回の委員の皆さんからの発言で、やっぱり幅広い世代に向けた啓発、これが必要だというご意見です。

(松本課長)

先ほど水野委員からもお話がありました

ので、高齢者向けなど幅広い世代にという意味で、昨年の令和3年度提言に少し言葉を追加したいと思います。

(石阪委員長)

はい。あと、実際条例についてはいかがでしょうか。例えば、我々としてはある程度そこまで踏み込んで、きちっとこちらの差別とかアウトティングの禁止まで条例の中でうたってもいいんじゃないかという意見も出ましたけど、今のところは特になんかということ。

(松本課長)

条例の内容、名称等については、この審議会の中で議論していただいて、その上で検討したいと考えておりますので、提言をいただいて、また検討していきたいと思えます。

(依田部長)

今、課長の申し上げたとおりなんですけど、例えば名称はこのままで、中に条文を入れていくという形なのかどうか。

(石阪委員長)

もちろんそういうこともあり得るかもしれない。

(依田部長)

名称も変えたほうがいいんじゃないかというご提言なのか、そこら辺の中身にもよって対応も検討の仕方も変わってきますので、できればそういったところまで突っ込んでいただいて。

(石阪委員長)

逆に言えば、区長のほうから諮問をいただいてもいいですけどね、こちらの委員にね。例えば、条例の見直し・検討をこの審議会、委員会にお願いしたいという形でいただければ、我々それに特化した形で多分議論もできますし。

(依田部長)

そうすると、計画とずれてしまうんで。

(石阪委員長)

そうなんですよね。実施計画のほうがある程度できてしまっているんで、条例を変えらるとなるとなかなか難しいのかなということですね。

(内藤委員)

昨年度の回答で、令和4年度中の条例改正を目指していくというご回答をいただいていたんですが、その辺困難なことがどういうことがあったのかということと、要は我々としてこの提言、昨年度出したときに、名称ということじゃなくて、こういった性的指向、性自認に対する差別の禁止やアウトティングの禁止という中身のところが必要だということであって、どこの条例に入れるかとか、どういう名称であるかということ、その後の話ですので、まずはそういうことの必要性を検討する場所があるというのかなというふうに、こちらとしては思っております。

(松本課長)

今年度は、計画の改定というところがメインになってしまい、条例が後になってしまったというような状況がございますので、そこは申し訳ないと思います。

(石阪委員長)

我々としても、引き続きこの点については皆さんからの意見を集約して、例えば条例改定まで踏み込むのか、あるいは中身を修正する形で補うのか、この辺もちょっと詰めていきたいと思っておりますので、これは一応こういう形で今回書かせていただきますけれど、また区長のほうにもそういうふうに進言していきたいと思っております。

最後になりますけれども、6ページです。

これは今年度皆様からいただいた、特に孤立とか孤独に関するところなんです。

まず、1です。上のほうはちょっと省略します。

1、性別にかかわらず、多様な区民が地域活動やボランティア等に参加できる環境づくりが必要である。既に成功している優良事例の横展開を図る等、行政側から何らかの仕掛けが必要ではないか。

2番目、孤立防止対策について、特に男性は60歳以降、つまり定年後からリスクが高まることを考慮すると、女性よりも早期に何らかの支援をしていく必要があるのではないか。

それから、3つ目です。令和4年の国の「男女共同参画白書」における性別や役割分担意識のデータからも分かるように、男性の意識に「家事・育児は女性が担うべきだ」というのが依然として残っており、働き方改革だけでは解消できない。「育児や家事、介護を女性が担うもの」という性別役割分担意識の変革は大変重要である。

これは確認ということになります。2つ目は60歳以降、かなり早い段階から男性の場合は何らかの支援をしていく必要があるんじゃないかというのがこの会議からも出てきましたし、それからやはり横展開ですね。いろいろボランティアや地域活動に参加できるような仕組みづくり、これもむしろそういったこの部署だけではなくて、いろんな地域活動と連携していくということが必要で、そういった仕掛けづくりをやっていかないと、例えばこれ70、80になってから、じゃあ地域活動を始めましょうといっても、なかなか難しい。一層の孤立化が進んでいくという懸念があるということで、こういう提言です。これについて何か補足はありますでしょうか。

はい、じゃこれはこういう形で進めていきたいと思っております。

ということになります。全体を通して何かありますでしょうか。あるいは飛ばしてきたところもあるので、もし何か補足して。生活上の困難を抱える女性のところ、さっき飛ばしましたけど、何もないでしょうか

1点補足しておく、先ほど食事を支援するという取組がコロナでできなくなった。それに代わっているいろんなイベントをやったりとかってありましたけれど、これからクリスマスの時期を迎えて懸念されているのが、最近クリスマスを祝ってもらえない子どもたちがかなり増えている。つまりサンタがないということをお母さんから言われて、簡単に言うと国民的に祝うべきクリスマスがないものとされている。これが貧困家庭で結構増えてきているという話もあるので、例えば食事を提供することが難しいけれども、例えばみんなでクリスマスパーティーをやるための支援を行政がするとか、そういうものがあるのもいいのかなと思うんですね、こういう行事。

先ほどハロウィンとかクリスマス、これということですか。

(松本課長)

はい。去年はハロウィンでしたが、仮装などやったことがないというお子さんたちがおりました。

(石阪委員長)

そうですね、いますよね。

(松本課長)

講座では子どもの仮装を用意して、着てみんなで写真を撮ったり、あとは工作して、そのままそれを持って帰ってもらうようなことをしております。

(石阪委員長)

昔は何か子ども会みたいなものが地域にあったときは、そういうところでクリスマ

スパティーをやったり、ハロウィンやったりというのがあったようなんですけど、これどうなんだろう、今はそういうのあまりないんですか、地域に。皆さんご存じですか、どなたか。

(依田部長)

コロナの影響があって、町会活動がかなり停滞しています。盆踊りも自粛していただいたりとかしていますので、正直な話を言うと、もう子ども会どころか、ご高齢の方も町会活動がないとおっしゃっている方がたくさんいるような状況です。

(石阪委員長)

はい、どうぞ。

(片野副委員長)

実際、多分、子ども会が今なかなか機能していないという状態もあって、数も減っていますし、それに代わるツールとして、私たちNPOもそうですけど、実際に地域学習センターとか、そういうところでやっているんですね。ハロウィンパーティーとか、そういうことを無料でやったりして、管理者の方と一緒にやったりするので、そういう輪を広げていったらいいのかなというふうに思います。

児童館もちょっとだけハロウィンぽいことをやっていたり、今日ちなみに学校もクリスマス給食だったんですけど、ですので、そういうちょっとクリスマスぽいことを祝うということはできるんですけど、やっぱりまだハロウィンとなると、仮装の準備とかもいろいろありますので、そこまで大きなことはできないんですが、ちょっとずつ文化的なものを地域の活動として入れていくことができていますので、それを後押ししていただけるような、何かそういう枠組みがあればよろしいのかなというふうに思っています。

(石阪委員長)

子どもの頃の、例えばイベントですけれども、例えばイベントの参加度の低い子どもというのは、大人になるとやっぱりキャリア選択の幅も狭まるというデータもあるんですよね。小さいときにいろんな体験をしていくことが、将来大人になってからいろんな職業に結びつくということは多々あることなので。

(片野副委員長)

そうです。どこかの調査で年収も違うと書いてあった。

(石阪委員長)

そう、年収も変わってくるし……

(片野副委員長)

年収も変わってくるというか。

(石阪委員長)

職業もキャリアも変わってくるので、結構これ大事で、もし親御さんの都合でできないということになった場合、それを地域でどう支えるかというのは一つ課題だと思います。

(松本課長)

足立区では、子どもの貧困対策の計画の中で、そこを地域で埋めていくために、子どもの経験・体験の取組を地域でも、職員、区でもそうですし、地域でも広げようということで、いろんなところでそういう取組が広がっております。

(石阪委員長)

そうですね。はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(小川委員)

僭越です。

私、町会のほうで、今ほどお話が出ましたハロウィンパーティーとか、それからこの間も12月4日にクリスマスパーティーを

やりました。やはり決行するに当たっては紆余曲折ありまして、でもいろんな状況下にあっても、最低限できることを最大の万策を取ってやりましょうということで、一本化しまして、3回目ですか、ハロウィンパーティーが中2回抜けまして、3年目でやって、過去2年目にやっていますから、3回目だったんですね。クリスマスパーティーもペットボトルを使って、中に電池を通して、それで1人2本ぐらいつつツリーを作って、用意ドンで一斉に点火して行って、それで2本ずつ持ち帰って、おうちでもできるようにって。

これも以前は子ども会というのもあったんです。ところが、子ども会の存続がもうできなくて、青少年育成部というところが、たとえ何人でも町会に入ってもらっちゃるお子さんたちのために、今ほど委員長がおっしゃったように、いろんな形で参加させることで、大きな成果を先に、今は求められなくても、先にとりましょうということで、皆さん町会の方々と結束してやりました。

それで、お祭りもその前にやったんですね。

(石阪委員長)

できたんですね、お祭りね。

(小川委員)

やったんです。これもお祭りできなかったものですから、財政難もありまして、やはりお金が上がらないということで、じゃもう3年目だから思い切ってやりましょうということで、お祭りもやりました。

それで、そのときにも、ほか、周りが全然やっていなかったんです。うちの町会に、こんなにたくさん子どもたちがいたのかと思うほど、もう土曜日の晩は1,000人ぐらいですか、あっちからもこっちからも遠く

からいらして、中学生なんかもお友達と誘い合って来ました。それをよしと見て、次、ハロウィンをやりまして、この間のクリスマスと連続して、子どもを対象に終えたわけなんですけど、やはり何ですか、いろんなことがあるから大変だからやめまじょうじゃなくて、大きく言えば北京の、中国の政策にもゼロコロナの対策に縛りがいったために、経済がちょっと頓挫したということで、そういう縮小版ですよ。

ですから、うちの町会はそれをしないで、小さな形でもいいから決行しようということで、大きな成果を得ることができました。

(石阪委員長)

特に子どもたちのイベントは、やっぱりなるべく中止せずに……

(小川委員)

それで、私と町会長が主になって、いつも変装したり、ハロウィンの場合はするんですけど、やはり子どもたちもお母さん方も覚えていてくださって、今年は何やってくれるんですかって。じゃ、今年は悪魔になろうかな、天使ちゃんがいいかなとかと、いろいろお話をしたりすることもできるし、ああ、あのおばちゃんねとかということも、反響が返ってくるんですよ。だからやはりすることって大事ななと思います。それが未来につなげる活動になると思うんですよ。やはりいい結果が出ました。ありがとうございます。

(石阪委員長)

ほかよろしいでしょうか。全体を通して2になりますが、よろしいでしょうか。

それでは、一応事項の3まではこれで終了ということにさせていただきます。

4 事務連絡

(1) 次回 1月26日(木曜日)

午後2時～4時 第2学習室

(2) その他

(石阪委員長)

それでは4番目、事務連絡になります。お願いします。

(星屋主任)

では、最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。

まず、次回の日程についてなんですけれども、本日、次回の開催通知を皆様の席上に配付させていただいております。次回の日程は1月26日、木曜日、午後2時からというふうになっております。

また、今年度、今後の開催予定につきまして、その他、資料2として配付しておりますので、ご確認いただきまして、ご予約いただきますようお願いいたします。

次に、本日の委員の謝礼についてなんですけれども、配付しております口座振替依頼書にご記入いただきまして、お帰りの際に事務局までご提出をお願いいたします。

最後に、本日配付しております、前回第4回の会議録について、先日メールでもお送りさせていただきましたが、再度お目通しいただきまして、修正等ございましたら、事務局へご連絡をお願いします。

以上となります。

(石阪委員長)

ほかよろしいでしょうか。チラシはいいですか。ご紹介は特に。別に大丈夫ですか。

(松本課長)

日曜日、レインボー映画祭を北千住の芸術センターの2階のブルースタジオで行いますので、もしご都合の合う方がいらっしゃいましたら、ぜひ足をお運びください。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか、ほか。

それでは、定時になりました。以上で終了とさせていただきます。

長時間ご参加いただきありがとうございます。お疲れさまでした。